

技管第161号  
平成23年9月20日

本庁各課長  
出先各事務所長 様

参事兼技術管理課長

砂利採取場への残土処理の試行における受入費等の改定について（通知）

公共工事間流用が困難な建設発生土の処理については、平成22年6月11日付け技管第69号「砂利採取場への残土処理の試行における受入れ費の計上について（通知）」に基づき運用しているところですが、下記のとおり砂利採取場への受入費等を改定することとしましたので通知します。

## 記

### 1 適用工事

平成23年10月10日以降起工伺いの工事

### 2 選定方針

発注者は、建設発生土の発生抑制、現場内利用、公共工事間利用等の方策を検討後、調整先を確保できない場合においては、砂利採取法認可取得済み砂利採取場を指定することができる。

### 3 費用

処理費については、次のものを計上する。

- ・処理先までの運搬費
- ・「栃木県土砂等による採取場の埋立て等に関する要綱」（工業振興課）に定める搬出土の搬出前土壌試験に要する費用
- ・受入費用（土木工事実施設計労務資材単価を採用し、設計積算に計上する。受入費用に敷き均しを含む。）
- ・その他必要となる経費（交通整理員、道路清掃等）の内、発注者側が負担することが妥当なもの

### 4 その他

別添フロー図 (H23.10改定版) に基づき、各様式をもって試行運用する。

県土整備部技術管理課 技術調整担当 田邊・吉瀬 NWTEL9-500-2421 NWFAX9-500-2422
--

### 【H23.10改定版】砂利採取場への残土処理フロー(試行)

